

お手元に長い間ご使用になっていない預金通帳・証書はございませんか？

お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態になっている預金はございませんか。

当庫では、このような預金も引き続きお預かりしています。預金通帳・証書とお取引印の確認など、所定の手続きを経たうえで払い戻すことができますので、いま一度ご確認をお願いします。

また、休眠預金等活用法にもとづく休眠預金となった場合でも、当庫を通じて、引き続き払い戻すことができます。

なお、預金通帳・証書やお取引印が見当たらない場合でも、ご本人の預金であることが確認できれば払い戻しができますので、ご本人が確認できる資料のほか、口座の支店名や口座番号がわかるもの等をご用意のうえ、当庫本支店の窓口までご照会・ご相談ください。

※ 金融庁ホームページにおける休眠預金等活用法に関する特設ページ
(<https://www.fsa.go.jp/policy/kyuminyokin/kyuminyokin.html>)